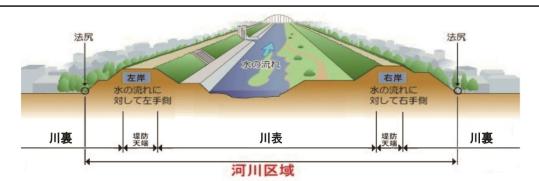
占用許認可

河川区域は河川法が適用されます。自由にできること、届出が必要なこと、許可をもらわないと出来ないこと、やってはいけないことがあります。不明なところは宮崎河川 国道事務所・各出張所(公園については公園管理者)にお問い合わせ下さい。



河川区域で自由にできること



- ・散歩・ジョギング、凧揚げ
- ・公園以外の場所でのボール遊び (キャッチボール程度)
- 楽器の練習
- ・少量の水の採取(バケツ数杯)
- カヌー

許可が必要なこと



- •植栽、植樹、水力発電
- ・工作物の新築・改築・除去
- ・土地の形状変更、河川水の継続的な取水
- ・牧草地、公園の設置
- ・イベント・花火大会(大型テント等の工作物の設置を伴うもの
- ・土・砂・石の採取(内容による)

◆申請書様式 一太郎 WORD PDF

届出が必要なこと



- ・イベント(簡易テント程度)
- ・慣習による行事(どんど焼き、灯籠流しなど)
- ・キャンプ
- ・消毒用の希釈用水の採取(軽トラックに積めるタンク程度)

◆届出書様式 一太郎 WORD PDF

やってはいけないこと



- ・ゴミを捨てる
- ・動物の死骸を埋める
- ・私物を置く
- ・ゴルフ場以外でのゴルフの練習
- •汚水を流す
- ・許可を得る必要があるのに得ていない行為

問い合わせ先及び提出先

- ◆一級河川(国管理区間内)での使用届については、平日8時30分から17時00分 の間で受付けしております。
- ◆休日及び祝祭日の受付けは行っておりませんのでご注意下さい。
- ◆公園の場合は、別途公園管理者の許可等が必要な場合があります。
- ◆皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



宮崎出張所

〒880-0022宮崎市大橋3丁目89 TEL(0985)22-7362

河川名	管理区間	延長
大淀川	河口~有田橋付近	13.3km
八重川	本川合流点~西田橋	2.0km



本庄出張所

〒880-1101東諸県郡国富町 大字本庄5056

TEL(0985)75-2179

河川名	管理区間	延長
本庄川	本川合流点~上畑橋	16.7km
深年川	本川合流点~八幡橋付近	6.6km
綾北川	本川合流点~綾川荘付近	4.4km



都城出張所

〒885-0011都城市下川東2丁目19-3 TEL(0986)23-2947

河川名	管理区間	延長
大淀川	炭床川合流点~大岩田橋	23.4km
高崎川	本川合流点~丸谷川付近	2.0km
庄内川	本川合流点~JR安永鉄道橋付近	1.2km
沖水川	本川合流点~沖水橋	1.4km



高岡出張所

〒880-2221宮崎市高岡町 内山2610-1

TEL(0985)82-0102

河川名	管理区間	延長
大淀川	有田橋付近~柚ノ木崎橋付近	14.8km



高鍋出張所

〒884-0005児湯郡高鍋町大字 持田字宮越下1755-9 TEL(0983)22-1326

河川名	管理区間	延長
小丸川	河口~比木橋付近	10.2km
宮田川	本川合流点~二本松橋	2.5km